新公審査答申（情）第４１号
令 和 ８ 年 ８ 月 ２ ５ 日

新潟市代表監査委員　様

新潟市公文書公開等審査会
会 長　　菊 池　　弘 之

審査請求に関する諮問について（答申）

令和６年７月１８日付け、新監査第１７４号で諮問のあった件について、次のとおり答申する。

第１　審査会の結論

新潟市監査委員（以下「実施機関」という。）が、令和５年３月１４日付け、新監査第４５９号の２により行った非公開決定は妥当である。

第２　審査請求の経過

１　行政文書の公開請求

令和５年３月１日、審査請求人は、新潟市情報公開条例（以下「条例」という。）第５条の規定に基づき、実施機関に対し、令和５年２月２７日に監査委員会事務局員は「住民監査請求の受理前却下（以下、単に「受理前却下」という。）の内容を平成２８年から公開すると決定し、公開している。」と明言している。非公開から公開するとした経緯及び２８年から公開したことを示すもの（以下「本件請求文書」という。）について情報公開請求（以下「本件請求」という。）をした。

２　実施機関の決定

令和５年３月１４日、実施機関は、請求人が求める「受理前却下を公表する経緯等を示す文書」を保有していないとして非公開決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

３　審査請求

令和５年３月１７日、審査請求人は、本件決定を不服として審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

４　諮問

令和６年７月１８日、実施機関は条例第１２条第１項の規定に基づき、当審査会に諮問した。

第３　審査請求人の主張

審査請求人が審査請求書、反論書及び口頭意見陳述聴取結果記録書において主張する内容は、おおむね以下のとおりである。なお、審査請求人はこれ以外にも主張を行っているが、当審査会の結論を左右するものではないため取り上げない。

市のホームページには、住民監査請求結果が掲載されている。平成２７年以前は、棄却はあるが、受理前却下はない。平成２８年以降から、受理前却下が掲載されるようになっている。このことが、（同年から）公開したことを示しているのではないか。

当時の監査委員からの口頭での指示によるものであると、どうして分かるのか。

平成２８年に受理前却下をホームページに載せる際の決裁文書があるのではないか。

第４　実施機関の主張

実施機関が弁明書及び口頭意見陳述聴取結果記録書において主張する内容は、おおむね以下のとおりである。なお、実施機関はこれ以外にも主張を行っているが、当審査会の結論を左右するものではないため取り上げない。

受理前却下を公開するに至った経緯については、当時の監査委員からの口頭での指示によるものであり、その事実を示す文書は存在していないこと、また、市ホームページの掲載情報は、受理前却下を平成２８年から公開したことを示すものには該当しないことから、非公開決定をしたものである。

ホームページの情報は、受理前却下を平成２８年から公開していることを示すものではなく、単に平成２８年に受理前却下があったことを示すものである。

口頭での指示があったということは、当時在籍していた職員に確認をしている。ホームページに掲載する、しないは法律で決まっているわけではないので、監査委員の裁量で掲載する。

何をホームページに掲載するかということについては、その都度決裁を取るが、軽微なものについては３年で文書廃棄するので、平成２８年に処理した文書は残っていない。

第５　審査会の判断

１　本件審査請求について

本件審査請求は、実施機関が本件請求文書を保有していないとして本件決定を行ったところ、審査請求人から本件請求文書の公開を求めてなされたものであり、本件決定の取消しを求めてなされたものと解される。以下、本件決定の妥当性について検討を行う。

２　本件決定の妥当性について

（１）受理前却下とは、地方自治法第２４２条に規定する住民監査請求の要件を満たさない請求を却下することをいい、実施機関が平成２８年から受理前却下の公表を始めていることについては、当事者間に争いはない。

（２）実施機関は、受理前却下をホームページに掲載するかしないかは法律で決まっているものでなく、実施機関の裁量で行うもので、公開するに至ったのは当時の監査委員からの口頭での指示によるものであって、文書は作成しておらず、よって本件請求文書が存在していないと主張している。

そこで同法の規定を見てみると、受理前却下の取扱いについては公表するしないを含め、何ら規定されていないことが確認でき、実施機関の主張に特段不自然な点は認められず、文書が存在するのにあえて存在しないとしていることを疑わせる事情も特に見当たらない。

（３）審査請求人は、平成２８年に受理前却下をホームページに掲載する際の掲載内容を決裁した文書があるのではないかと主張する。

これに対し実施機関は、ホームページの掲載内容についてはその都度決裁するものの、軽易な文書は３年保存した後に廃棄することから、平成２８年当時の文書は廃棄済みであると主張している。

そこで、新潟市監査委員事務局規程第１４条で準用する新潟市文書規程第５４条及び別表第１を見ると、「事務事業に関する文書で軽易なもの」の保存期間は３年と定められていることから、実施機関の主張内容に特段不合理な点は認められず、当該文書が今も保存されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

（４）審査請求人は、平成２８年から実際に掲載されているホームページの内容が本件請求文書に当たると主張するが、当審査会において見分したところ、非公開から公開するとした経緯や同年から公開することとしたことを示す記載はなく、また、実施機関が主張するとおり同年分から掲載されていることをもって本件請求文書に該当するものでないことは明らかである。

（５）これらのことから、実施機関が本件請求について非公開とした本件決定は妥当である。

３　結論

以上のことから、「第１　審査会の結論」のとおり答申する。

第６　審査会の開催経過

当審査会の開催経過の概要は、次のとおりである。

年 月 日	内容
令和６年７月１８日	実施機関の諮問書を受理
令和８年７月１４日	審査会開催（第１回）
令和８年８月２０日	審査会開催（第２回）

（第３部会）

委員　菊池弘之、　委員　杵渕栄治、　委員　櫻井香子